

第19回平塚市景観審議会

- 1 日 時 平成30年8月7日(火)
午後3時20分～午後4時15分
- 2 場 所 平塚市役所本館4階 410会議室
- 3 出席委員 5名
野原 卓、服部 勉、小沢 朝江、赤木 重文
阿部 貴弘
- 4 平塚市出席者 まちづくり政策部長 小林 岳
まちづくり政策課
課長 小野間 孝
課長代理兼都市景観担当長 高梨 里志
主任 椎野 健二
主任 伊原 聡
主任 山口 浩一
- 5 会議の成立 平塚市景観規則第45条第2項により、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告
- 6 傍聴者 0名
- 7 あいさつ
- 8 議事
 - (1) 報告事項案件
 - ・平塚市屋外広告物条例施行規則の一部改正について
 - (2) 報告事項案件
 - ・公共施設案内サイン整備事業(案)について
 - (3) その他

[審議会開会 午後3時20分]

(会長)

それでは、よろしくお願いたします。第19回平塚市景観審議会の議事を進めて行きたいと思ひます。

先ほど、事務局から定足数に達しているとの連絡がありましたので、ご報告します。

本日の会議は、平塚市情報公開条例及び平塚市景観規則に基づき、原則公開での審議となります。

本日の審議会の議事録署名人を、わたくしと、赤木委員といたしたいと思ひますのでご了承お願いたします。

それでは、次第に沿って進めてまいります。本日の会議の傍聴は希望者がございませんので、そのまま進めてまいりたいと思ひます。

では、議事の報告事項案件「平塚市屋外広告物条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

では、事務局からご説明をお願いたします。

(事務局)

それでは、平塚市屋外広告物条例施行規則の一部改正について説明を行います。

まず、平塚市の屋外広告物条例及び施行規則の概要について説明をいたします。

屋外広告物は、経済活動や市民活動に必要なものですが、一方で無秩序に掲出されると、都市の景観や自然景観を損ねたり、落下事故等により公衆に危害を与える可能性があり、一定のルールづくりが必要となっています。

平塚市では、神奈川県から事務移譲を受け、平成18年度から神奈川県屋外広告物条例に基づいて、屋外広告物の許可事務を行っています。

平成25年度からは、地域の実情に即したルール作りを行うため、平塚市屋外広告物条例及び平塚市屋外広告物条例施行規則を施行いたしまして、現在では、この条例・規則に基づいて許可事務を行っています。

条例・規則では市内を都市計画法の用途地域等に応じ、8つの許可地域と、1つの禁止区域の合計9地域に分類し、それぞれの許可地域に応じて、屋外広告物の表示面積や設置高さなどについて基準を設けています。

なお、市内全域がこの条例・規則の対象区域となっています。

屋外広告物条例施行規則における、許可地域及び禁止地域の主な種類としては、新幹線の沿線や農振農用地等において広告物の表示を原則禁止している禁止地域、低層住居地域や市街化調整区域などを指定し、許可地域の中では規制の厳しい第1種地域、商業地域などを指定し、許可地域の中では一番規制の緩やかな第5種地域などがあげられます。

この他、景観計画に基づく景観重点区域内において、広告の色彩規制などを設けた特定区域を市内に3か所定めています。

各地域の規制内容につきましては、本日お配りしております冊子「屋外広告物設置の手引き」の4ページから10ページに記載してありますので御覧ください。

まず、4ページに記載されております、第1種地域と第2種地域ですが、主に低層住居地域や中高層住居専用地域などの住居系の用途地域を指定しており、比較的基準が厳しく、敷地内の広告の面積について総量規制を設けています。

続いて、5ページの第3種地域ですが、こちらは工業系の用途地域を指定しており、1種、2種地域よりは緩やかな基準となっており、広告の総量規制はございません。

6ページの第4種地域は、主に一般国道・県道の両外側30m以内の沿道を指定しており、幹線道路の広告需要を踏まえた規制内容となっております。

7ページの第5種地域は、商業系の用途地域を指定しており、規制は一番緩やかなものとなっております。

続いて、8～10ページは、景観計画に基づく3か所の景観重点区域の一部を指定したものとなっております。3つの地域に共通していることは、通常の規制に加えて、看板の地の色について色彩規制がございます。

最後に禁止地域についてですが、2～3ページに記載のある場所を指定しています。これらの地域では原則として広告物の設置が禁止されています。

続いて、今回の屋外広告物条例施行規則の一部改正の趣旨についてですが、都市計画法及び建築基準法が改正され、新たな用途地域「田園住居地域」が創設されました。

現時点では平塚市において用途地域として、田園住居地域を直ちに指定する予定はありませんが、今後、用途地域として指定した際のあらかじめの対応として、用途地域が関連する市の条例・規則・基準を改正するものとしております。

そして、屋外広告物については、許可地域に田園住居地域を追加するために、平塚市屋外広告物条例施行規則の一部改正を行うものとします。

田園住居地域に係る制度についてですが、資料1-2の表にも位置付けを示しています。

田園住居地域は、市街化区域の中で、住宅と農地が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を指定するものとして、新たに都市計画に位置付けられたものです。準住居地域に続く住居系用途地域の一類型となっております。

また、田園住居地域の用途規制としては、低層住居専用地域に建築可能なものを原則としながら、農家レストランなどの飲食店や農機具収納施設などの建築が緩和されています。

なお、形態規制については、低層住居専用地域と同様のものとなっております。

続いて、田園住居地域に係る平塚市屋外広告物条例施行規則の一部改正案についてですが、田園住居地域については、住宅や農地が調和している良好な居住環境と営農環境を形成している地域であることや、用途規制及び建築規制が低層住居専用

地域に近い内容となることから、許可地域としては規制が最も厳しい第1種地域とすることが望ましいと考えます。

許可地域は平塚市屋外広告物条例施行規則の別表2に定めていることから、田園住居地域を追加するために規則の一部改正をしたいと考えます。資料1-3にも記載がありますが、地域種別の第1種地域の中に田園住居地域を位置付けたいと考えます。

なお、神奈川県内の独自条例市以外の市町村で適用となる、神奈川県屋外広告物条例施行規則においても、同様の改正がされる予定となっております。

第1種地域の規制については、図のとおりです。主な内容としましては、屋上の広告は設置不可としているほか、野立て看板として建てられることが多い独立広告塔は高さ3m以下、表示面積5㎡以下としています。

また、この地域の特徴としては、敷地内の表示面積の総合計が27㎡となっており、これを超えて広告を掲出することはできません。

田園住居地域のほかに、市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域が屋外広告物条例の第1種地域に位置付けられています。

最後に、今後のスケジュールとしまして、本市の田園住居地域が関連する他の条例等と併せて、平成31年4月1日に施行するために手続きを進めます。

なお、現在、平塚市内において直ぐに田園住居地域を指定する予定はないため、屋外広告物条例施行規則の改正による影響はなく、特段の周知期間は設ける必要はないと考えます。

説明は以上となります。

(会長)

ありがとうございました。

今、報告がございましたとおり、地域種別の見直しと言うことで、今まで12個ありました用途地域に、新たに田園住居地域が13個目の用途地域が増えましたので、その用途地域に関する屋外広告物条例の施行規則の見直しと言うことで、許可地域の第1種にしてはどうかとのことでした。

今のご説明に関して、ご質問、ご意見がございましたら、何でも結構ですので、よろしく願いいたします。

(委員)

特段、何も異論はございませんが、本題から逸れるかもしれませんが、今まで屋外広告物条例を運用されてきた中で、課題等が、例えば第1種地域等で、あれば、お聞かせいただきたいのですが。

(事務局)

最近は減少して来ているのですが、やはり屋外広告物条例そのものの存在を、知られていない個人事業主が非常に多い状況で、未申請の物件が多かったことがあり、課題としてありました。そうした方にはチラシを配ったり、また、未申請の物件につきましては、通知を送ったりしまして対応する等、周知をすることが課題としてありました。

(委員)

手続き上は、どのようなタイミングで、やり取りされていたのですか。

(事務局)

屋外広告物が設置されようとする時に申請をするものですので、設置をする前に手続きをしていただくのですが、新築の店舗等の場合であれば、庁内の他の部局を回ってきた時に、案内されて手続きをされることが多いのですが、既存のものに新たに広告物を設置する場合は手続きがされない物件がございますので、その点が課題となっています。

(委員)

折角、改正のタイミングですので、関係団体などに改めて周知していただければ良いと思います。

(会長)

これをきっかけとして、ぜひ理解してもらおうようにしてください。

(事務局)

例年、9月に屋外広告物適正週間がございますので、その時期には周知をしております。

こちらの手引きについては、屋外広告物の許可が更新される時等に皆さんに直接、周知を図っております。なかなか全ての業者までは周知されていないことがあるかと思いますが、引き続き周知を進めていきたいと思っています。

(会長)

市内及び、近隣の業者さんがかなりの割合として占めるのですか。

(事務局)

割合としてはそうです。市内や周辺の自治体にあるような屋外広告物業者が多いです。関係団体のネットワーク等を利用して周知活動をお願いしたいと思います。

(会長)

他にいかがでしょうか。

田園住居地域は、しばらく無いようなお話でしたが、なんとなく中長期的に可能性と言いますか、こういうエリアで検討が有り得るのではないか、見込みとまでは言えないかもしれませんが、どういう可能性があるのか、教えていただけますか。

(事務局)

都市計画の分野となりますが、まちづくり政策課は、景観行政だけではなく都市計画行政もありまして、今ご質問の将来のお話ですが、平塚市では今の段階では、田園住居地域についての検討は、まだ開始してはおりません。

ただし都市計画で、将来、用途地域を指定する際は用途地域の指定方針や変更に係る指定基準を持っていないといけないので、現在、都市計画担当が指定方針や指定基準の見直し作業を始めています。こちらの内容につきましては平塚市の都市計画審議会での議論を経まして、来年の4月から指定方針や指定基準の運用ができるように準備をしています。それ以降に全市的に検討を開始したいと考えています。

今日、お手元に配布させていただいています、平塚市の都市計画2018の冊子の5ページを見ていただきますと、平塚市の用途地域の面積割合がございまして、想定されますのが第一種低層住居専用地域の363ヘクタールでございまして、多分この中から田園住居地域に相応しいエリアを抽出して、地元で理解を得た上で変更をして行くのではないかと想定しています。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

実際、すぐには無いかもしれませんが、まさに農家が経営するレストランなどが出てくる中で、どういう風になってくるかシミュレーションする等、少し検討されると良いかと思えます。

では、よろしいでしょうか。基本的には田園住居地域は第一種低層住居専用地域にかなり近いものでもあるので、第1種地域ということで進めていただければと思います。

では、よろしいでしょうか。一つ目の議題は以上としたいと思います。

続きまして、こちらも報告事項案件で、公共施設案内サイン整備事業(案)について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、公共施設案内サイン整備事業(案)平塚駅前周辺エリアについて、ご説明いたします。

今回は、サイン整備事業について、平成30年度の当初予算措置が行われたことから、今年度整備を実施する内容を中心に報告をさせていただきます。

まず、これまでの経緯を振り返ります。本市では、平成13年度に、日韓ワールドカップのナイジェリア共和国のキャンプ地誘致に伴い、平塚駅北口から徒歩圏内の公共施設等への誘導の利便性の向上を目的に、地図型の地区案内サインと、誘導案内型の誘導サインの、2種類の歩行者系の公共施設案内サインを整備しました。

そして、平成28年度からは、平成13年度に設置したサインに老朽化が見られたことや、表示内容を更新する必要があることから、既設サインのリニューアルをきっかけとして、サイン整備の方針を示した公共施設景観ガイドライン（歩行者系誘導サイン）の一部改訂を行い、平塚駅周辺の公共施設案内サイン整備事業を推進することといたしました。

なお、平成28年度から平成29年度に行いました、サインのリニューアル工事の内容については、後ほど説明いたします。

続いて、公共サイン整備事業の位置づけを表すと図の通りとなります。上位計画として平塚市景観計画があり、その中で良好な景観の形成のために、公共施設景観ガイドライン（歩行者系公共サイン）を作成し、これをサイン整備の基本方針としております。

また、本市における様々な取り組みの中でサインの整備が位置付けられており、平塚市バリアフリー基本構想では、平塚駅周辺の重点整備地区内におけるサインの整備が位置付けられています。

平塚市都市マスタープラン第2次別冊においては、市民の防災意識の向上を目的として、海拔を表記したサインの整備を推進するものとしています。

また、平塚市では東京オリンピック・パラリンピックのリトアニア共和国の事前キャンプが予定されており、会場となる平塚市総合公園への誘導性の向上が求められるほか、「ひらつかリトアニア交流基本方針」の中では、サイン表示の多言語化が位置付けられています。

そして、ひらつか海岸エリア魅力アップチャレンジにより、平塚駅南口周辺の施設整備等が予定されており、その中で、平塚駅南口から平塚海岸に向けて、県道なぎさプロムナードのサインの整備が位置付けられています。

これらの様々な取り組みの中でのサイン整備の位置付けも踏まえながら、歩行者の誘導の利便性向上と良好な景観形成に向けて、公共施設案内サイン整備事業（平塚駅周辺エリア）を推進するものとしています。

続いて、整備エリアについてですが、画面中央のJR東海道線の平塚駅を中心に平塚市バリアフリー基本構想に定める、画面上水色の線で囲っている「重点整備地区」また、リトアニア共和国事前キャンプのメイン会場となる、画面上部の「平塚市総合公園」、画面下部のオレンジ色の枠線で囲っている施設、ひらつか海岸エリア魅力アップチャレンジの「対象ゾーン」を含む範囲とし、図中の黄色い点線で囲っているエリアを対象に、サインの整備を展開するものとしております。

次に具体的な整備内容について説明します。整備は、公共施設景観ガイドライン（歩行者系公共サイン）に定めるデザイン、システム等に基づき進めます。

まず、老朽化した既設サインのリニューアルを中心に行った第1期工事と未整備となっているエリアに対し、サインの新設工事を中心に行う第2期工事に分けて工事を実施します。

なお、第2期工事については、今年度より工事を実施する平塚市総合公園の周辺に整備を行う第1段階と、平塚駅南口の周辺に整備を行う第2段階に工期を分けて実施いたします。

それでは、第1期工事の内容について説明いたします。第1期工事では平成13年度に設置したサインの本体に退色や汚れが見られたことや、市庁舎本館への平塚税務署の移転などの公共施設の状況の変化があったことなどから、サインの基本方針を定めたガイドラインの内容の改訂に併せて、平成28年度から平成29年度にかけてリニューアル工事を行いました。

まず地区案内サインのリニューアル内容についてです。こちらは平塚駅北口に設置しております、地区案内サインとなります。

支柱部にはインフォメーションマークを表すピクトグラムと、防災意識啓発のため、海拔を表記しました。表示部盤面は掲載している施設・道路等の状況を最新のものに更新したほか、広域避難場所を新たに掲載しました。また、市ホームページへの二次元コードを掲載しています。このほか、支柱の色彩について景観アドバイザーの意見を参考に景観に配慮したものに變更いたしました。

続いて、誘導サインのリニューアル内容についてです。こちらは中心市街地である紅谷町に設置している誘導サインです。支柱部には地区案内サインと同様に海拔を表記しています。表示盤部には、従来の和英併記から、日英中韓の多言語表記としたほか、ピクトグラムを掲載しています。また、誘導サインについても支柱の色彩を景観に配慮したものに變更しています。以上が第1期工事の主な内容となります。

続いて、今年度から開始いたします、第2期工事第1段階、平塚市総合公園周辺の整備の内容について報告します。それでは、第2期工事の第1段階について説明します。サインの場所については、資料2-2に記載がございます。

前回の景観審議会では、現在ピンクの丸印がついている箇所にサイン設置を予定しているということで報告をいたしました。その後、本市道路部局の交通量調査の結果などの状況を踏まえまして、平成30年度には、こちらの黄色い丸がついた5箇所にサインを設置いたします。また、平成31年度にはこちらの紫の丸がついた6箇所に誘導サインを設置する予定としております。

地区案内サインについては2機の設置となります。1機は平塚市総合公園の南東側の交差点に設置いたします。地図上では記号「ア」となります。地区の案内板に加え、平塚市総合公園の案内図も含めたサインを設置します。

もう1機の地区案内サインは記号「イ」となります。公共施設が集中している平塚市役所本館前に設置します。周辺の地区案内サインよりもクローズアップした地図を掲載します。

次に、誘導サインについてですが、誘導サインは東側の経路を中心に3機設置をいたします。まず誘導サインの「1」については、約200m北側の交差点に設置します。市役所前の既設の誘導サインの経路を補助するものとなります。

誘導サインの2は、誘導サイン1から100mほど南の交差点に設置します。この交差点の東側には天沼地区の大型商業施設があり、この施設から総合公園又は平塚駅方面への人の流れを意識した設置となります。

最後に誘導サインの3ですが、駅東側から各施設に向かわれる方の誘導を補助するため、平塚駅前広場の東側に設置します。平成31年度については、紫の丸印がついている6箇所に誘導サインを設置する予定です。

続いて、平塚駅南口周辺の整備を行う、第2期工事第2段階について説明します。第2期工事第2段階のエリアについてです。海岸エリア魅力アップチャレンジの取り組みを踏まえながら、平成32年度に整備を進める予定です。

まず、誘導サインについてですが、ピンクの丸印のついている誘導の分岐点となる各交差点に設置候補として検討しております。

続いて、地区案内サインについてですが、平塚駅南口、湘南海岸公園等の各主要施設に設置することが望ましいと考えております。各サインの具体的な設置場所、サインの数、掲載内容等につきましては、今後、本市の関係部局の施策や交通量、市民や観光客のニーズ等を踏まえながら検討を進めます。経過につきましては、引き続き景観審議会でも報告し、意見聴取させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、今後の予定についてです。第2期工事第1段階については、年内にサインの製作に着手し、年度内に各計画地にサインを設置する予定です。そして平成31年度には、平塚駅から平塚市総合公園の県道等に着手する予定です。

第2段階については、平成30年度から平成31年度に整備内容等の具体案を検討し、平成31年度中に必要な工事手続きを済ませ、平成32年度に予定されている龍城ヶ丘公園（仮称）の一部開設に併せて、平塚駅南口のサイン整備を行う予定です。

以上で、公共施設案内サイン整備事業（案）平塚駅周辺エリアの説明を終わります。

（会長）

どうもありがとうございました。

公共施設案内サイン整備事業（案）についてご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

（委員）

広告スペースは、商業施設を載せるのですか。

(会長)

資料の3ページです。

(事務局)

ここは、商業施設というのではなく、看板の形で、このサインを維持していく上で、修繕費等の維持費がかかりますので、広告収入の目的で空いているスペースを使っていけたらと考えています。

(委員)

具体的にはどのような広告物を想定しているのですか。

(事務局)

例えば、今、市で実施している事業としまして、公用車に掲載しているものがありますが、その事業者としては福祉施設や市内に事業所を構えている企業の広告が掲載されていますので、同様に案内サインのスペースも有効に活用ができないかと考えています。

具体的には、その事業者については今後検討していく中で、どういったものが相応しいのか検討させていただいて、また、報告をさせていただければと考えています。

(委員)

そうしますと短期間ではなく、どうも長期的に1年とか2年間となりますか。

(事務局)

まだ、研究段階ではありますが、ある程度の期間は必要なのではと思います。車に付けている広告は1年間なので、固定するものですので広告の分野なので相談しながら、今後、研究課題として検討させていただきます。

(会長)

今のご説明ですが、せっかく前委員のご協力で色彩についてご検討していただいたにも関わらず、この広告がコントロールできないせいで、例えば市役所の所で、上に掲載スペースを設けて、コントロールなしに掲載してしまうことで、せっかくの色彩調整の効果が薄いものになってしまう可能性があります。

それも折角リニューアルで全部、色彩も統一することをやられた訳なので、仮に広告だとしても、どのようにやるのかチェック体制を定めておかないと、効果が発揮できないと思います。特に地図の上は面積があって、この辺はきちんと検討されるのがいいと思います。

(事務局)

屋外広告物条例の中でも触れさせていただいたのですが、景観重点区域内でありまして、通常のサインに限らず広告業者が看板を設置する際、色彩規制があるエリアでございますので、実施、検討する場合にはコントロールできるような仕組みを考えて行きたいと思っております。

(会長)

広告物があったほうが、維持費が捻出しやすいのかと思いますが、もともと最初の計画の中で、広告が無いと成り立たない仕組みであったとすると、色彩だけでなく、フォント等も含めて盤面全体のあり方がきちんと検討されて、ワンセットのパッケージにする必要があります。さらに、広告位置が上ですと一番目立つ形になってしまって、広告としては目立つ位置が効果的だとは思いますが、それが案内サインとしての役割を阻害してしまったりすると、色々な課題がありそうな気がします。その当りを含めて、もう一回在り方を少し検討されたうえで考えると、課題が多すぎると思いました。

他にはいかがでしょうか。

(委員)

今の話の中には無かったのですが、誘導サインも、地区案内サインも照明はどのようになっているのでしょうか。

夜間に関しては、これだけデザインされているのであれば、照明を組み込んだデザインになっているのか、それとも街灯や何かに頼っているのですか。

(事務局)

これ自体には照明設備はついておりません。

(委員)

夜間はどうか対応しているのですか。

(事務局)

比較的市街地にありますので、街路灯等が点いておりますので視認性というものは、夜でも確認できる形にはなっております。

少し東側の馬入ふれあい公園までは、少し暗い部分もございますが、比較的広い通りに面していますので、街路灯等で照明はありますので確認はできる状況です。

(委員)

意外と市役所の美術館側や公園側は、夜になると本当に暗くて、照明も何かパッ

ページで考えていただくのが、将来的に色々な所で応用していくという点では良いのではないかという気がします。

街灯は高さも違うのではないですか。

(会長)

色々な方々が利用されるものであると思うので、夜の見え方を少し考えていただいて、場所によっては、照度が確保できているのか確認する中で、考えるということもあると思います。

貴重なご意見ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

(委員)

平成32年前後の南口に関してですが、南口には既存のサインは無いのですか。

(事務局)

既存はありません。

(委員)

折角ですので、南口にあの色だと重いかなと思いますので、南と北で形は一緒でも少し色を変えるか、また別途ご検討されるのかと思いますが、ぜひご検討いただければと思います。

北口の市役所の所に設置するサインは、車椅子でも見える高さですか。バリアフリー関連の計画に基づく設置でもあるので、詳細を検討されるときに、ご検討されればと思います。

(会長)

南口のスケジュールはどうなっていますか。

(事務局)

今年度、庁内でワーキング的な形で、設置場所等について検討していきます。

(会長)

もともとの予定としては、その案を適用しようと思っていたのではないですか。

(事務局)

実を言いますと、前回に色彩を決めた段階ですが、色彩の先生の提案ですが、全体的に一色で塗るパターンと、北口と南口を分けるパターンを一緒に提案していただいています。当面、北口だけの整備なので一色で塗ろうとのことで、南側の色も

提案を受けていますので、今後、南口の整備に際しては同じ色調で行くのか、南口は南口のイメージで、少し明るい色調で提案をいただいていますので、それにするのか、また改めて研究したいと考えています。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

リニューアルの時に、その前に写っていたものが少し明るい感じの少し彩度が出ているものが従来型で、さらに第1段階に予定として入っていたものが、枠が少し暗めで、支柱の辺りが明るいような気がしますが。

(事務局)

絵ではそう見えてますが、実際に設置するものは、リニューアルしたものと同じ色のものになります。

(会長)

リニューアルと全く同じですか。

(事務局)

そうです。北側につきましては同じ色彩のものです。

前回の、当初に塗った色が比較的に明るい色だったのですが、色が退色し過ぎてしまっていて、再整備した際に退色も考慮していただいで、比較的に深みのある周辺の緑の環境に調和した色合いを、提案していただいで整備をいたしました。

南口は、ブルーグレーに近い海のイメージに近いような色を提案していただいたと思います。整備の前にはもう1回確認しまして、どちらにするか研究したいと考えております。

(委員)

今、1回目のリニューアルで少し暗い色が出ていて、さらに南の明るい色にする際には、やはり具体的な面積で塗板等を作って、事前に確認することをやらないと、指定だけして出来てしまった時に、イメージが違うようなことが色はあるので、1回、ゴーサインを出す前に、大きい塗板か何かで確認をしていただきたいという気がします。

(会長)

ありがとうございます。

色というのは、周囲の明るさによって見え方も異なり、それこそ天気にも依りますが、実際に行く際には確認をしていただきたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

確認ですが、リニューアルは、既設の物は全部済んでいるのですか。

(事務局)

そうです。完了しております。馬入ふれあい公園、東側周辺につきましても終わっています。

(会長)

ちなみに、当初行われた時に、まさに日韓ワールドカップをもとにしているとおっしゃっていましたが、今回、オリンピック・パラリンピックをもとに行われるとのことですが、当時、苦情や、やってみてどうだったのか等のお話をご説明の中にはなかったですが、その点はいかがでしたでしょうか。今回、前回にも似たシチュエーションでリニューアルをするということで、4カ国語表記など、当時と来られる層が違うことなどもあるとは思いますが、多言語化対応や、位置が見やすかった・見えにくかった等、反応は当時どのようなものだったのでしょうか。

(事務局)

当時、特段、わかりにくい等のクレームは聞いて無いですが、馬入ふれあい公園は、体育館であったり、ベルマーレの練習場であったり、スポーツ施設がございまして、平塚駅からバスでも行けるのですが、比較的若い中・高生は歩いて行きますので、その経路としては役に立っていると認識しています。

(会長)

他によろしいでしょうか。

(委員)

イベント等が無いと予算がつかないということでしょうか、先程の広告も見せ方にもよりますが、一定の理解を得なければいけないのかと思います。

(会長)

本当は、それも含めて検討をするかどうかによって、後付けでなくて、例えば、位置等も含めてどこが良いのかも、検討の仕方によって変わってきてしまうことがあって、中期的に見た時に、事業としても効果を考えながらやっていくのが重要ではないでしょうか。

特に南に関しては、今から考えるという意味では、検討の余地がまだあるかもしれませんので、メンテナンスも含めて、総合的にできるのかと思います。

(委員)

色の規定があると聞いて、安心するところがあって、色というのは、相対的なもので組み合わせによっては、ものすごく質の悪いものになってしまうので、色々な意味で形やその他、デザインと一緒に初めて力を発揮するので、そういう検討が事前に、どこかでチェックする必要があるのかという感じはします。この黄色の部分を見た時には心配しました。

(会長)

色のみならず文字のフォント等、どうしていくか総合的な判断が問われるのかと思いますので、その当りは特に南はこれからですから、少し視野に入れて検討された方が良いのかと思います。

横浜だと例えばバス停は、そこにある板面の広告は全部チェックしてしまして、そこまでやるかどうかはありますが、どうあると両立するのか、少し検討されれば良いのかと思います。

では、よろしいでしょうか。

公共施設案内サイン整備事業に関しては、以上ということにさせていただきたいと思います。色々ご意見ありがとうございました。最後、その他ですが、こちらは事務局からご説明があるとのことで、よろしく願いいたします。

(事務局)

その他としまして、景観審議会のこれまでの案件、現在、平塚市の事業がどういったものがなされているかを、簡単ではございますが、説明させていただきます。

それでは、平塚市のまちづくりについて、事務局より報告をさせていただきます。これまで平塚市景観審議会では、条例や規則のほか様々な事業案件や計画案件について、意見を頂いてきました。一部ではございますが、これまでの審議案件を紹介させていただき、本市における今後の事業見通しや対応について説明いたします。

それでは、これまでの審議会案件について説明いたします。

まず建設に係る案件といたしましては、平塚市庁舎・国庁舎整備事業、平塚市民病院整備事業、環境事業センターの大型事業を始め、環境事業センターの余熱を利用した余熱利用施設整備事業、市内初の認定こども園となる港地区認定こども園、本日の報告させていただいた公共施設案内サイン整備事業などに意見をいただきました。

計画に係る案件といたしましては、日産車体工場の移転による跡地利用に伴う都市計画提案が行われた天沼地区の景観形成についてや、東海道新幹線新駅を誘致している寒川町倉見地区と本市を結び、両地区を一体とした環境共生モデル都市として計画しているツインシティ大神地区の景観形成や、また同地区に移転が予定されている相模小学校について意見を頂きました。

その他には、市庁舎周辺の景観形成をはじめとする計画や、民間の景観協定、及び景観重要樹木の指定などについてご意見をいただきました。

続きまして、平塚市内で予定されている事業を紹介いたします。

まず、これまでの審議会でも意見をいただいた、ツインシティ大神地区が挙げられます。現在、まち開きに向け工事が進められており、今後、民間による大型事業などが予定されています。

市の事業としましては、従来型の市が主導して進める事業とは異なる、民間企業の資金やノウハウを活用した事業が、今後予定されています。

平塚の中心市街地西側では、見附台地区再整備が予定されており、見附台周辺地区のA・Cブロックでは、老朽化した市民センターなどの公共施設を刷新するため、民間提案活用型PPP事業による、新文化センター、公園、民間施設などの整備が予定されています。

現在、募集要項等の公表を行っており、今後、年度内の業者選定、基本契約締結を目標に進められています。

また、本市の沿岸部に位置する龍城ヶ丘プール跡地では、PPP/PFIなどの官民連携の手法の一つである、Park-PFI制度という全国的にも新しい手法を活用し、約3万㎡の公園整備が進められようとしており、事業者募集に向けて準備を行っているところです。

これらの事業については、事業計画が景観に与える影響が大きいことが予想されることから、どのように景観誘導を行っていくか研究しております。

今後の対応といたしまして、届出行為時の平塚市景観計画、景観ガイドラインなどの協議による景観誘導のほか、景観審議会に諮ることや、専門的な見地から助言を行う景観アドバイザー制度の活用を事業内容や状況を踏まえ、必要に応じて行いたいと考えております。

つきましては、景観審議会委員の皆様には、本市の景観推進のために専門的知見により一層のご協力をいただきたいと考えておりますので、景観アドバイザーについても就任していただきたいと考えております。

後日、改めてご連絡いたしますので、ご検討いただければと思いますので、宜しく願いいたします。

以上で、説明を終わります。

(会長)

その他ということで、今まで行われた案件や今後出てくるであろう案件の説明がありました。何かご意見やご質問がありましたらよろしく願いいたします。

今後、皆様にご協力いただくことがあるかと思いますが、よろしく願いしたいと思っております。

以上で、議題は終了となりますので、進行は事務局にお返ししたいと思います。

[景観審議会閉会 午後4時15分]